

「鳥取県人権条例」の廃止または抜本的な見直しを求める陳情

鳥取県議会議長 前田 宏 様

2006年 月

2005年9月鳥取県議会で制定された「鳥取県人権侵害救済推進及び手続きに関する条例」（以下「条例」）は、次のような問題点をもっています。

憲法が保障する「言論・表現の自由」を侵害します。

「条例」では人権侵害の規定があいまいであり、日常生活の全ての会話が対象となります。これでは自由にものが言えない鳥取県になります。

最も重要な行政機関など公権力による人権侵害には無力で、逆に行政機関（鳥取県）による市民生活への干渉・統制の道具になります。

国連は日本政府に「警察や入管職員による虐待を調査し、救済のため活動できる法務省などから独立した機関を遅滞なく設置すること」を勧告しています。最も救済が必要でかつ救済困難なのは公権力による人権侵害です。「条例」では、「人権侵害」の判定をする5名の「人権救済委員会」の行政機関からの独立性が保障されていません。しかも、行政機関は「その長の判断で、説明・資料提供などの協力を拒否する」ことができるようになっていきます。

報道機関の過剰な規制を助長し、「報道の自由」「国民の知る権利」が侵されます。

条例31条は、「報道機関の報道又は取材の自由その他の表現の自由を最大限に尊重し、これを妨げてはならない」としていますが、人権侵害の規定があいまいなため、過剰な報道規制を助長することになり、「報道の自由」と「国民の知る権利」を侵害することにつながります。

刑事罰に匹敵する「氏名公表」、及び「協力拒否すれば5万円以下の過料」という制裁が科せられるのに、憲法で保障された「適正手続き」が保障されていません。

「氏名の公表」は被疑者の社会的信用を失墜させるため、刑事罰に匹敵します。また被疑者への「調査」は刑事手続きでは裁判官の「令状」がないとできません。「条例」は、刑事罰並みまたはそれ以上の制裁を行うのに、刑事罰を科す場合に被疑者に対して憲法で保障されている「裁判を受ける権利」や「弁護士をつけて公正な裁判を受ける権利」が保障されておらず、憲法違反の可能性があります。

このような重大な問題点をもった条例がひとたび施行されれば、人権救済の名の下に、県民の基本的人権が侵されるという深刻な事態が生まれかねません。こういった事態を避けるためにも、以下の点を求めます。

【陳情項目】

一、「鳥取県人権条例」の廃止または抜本の見直しをすること。

氏 名	住 所